

災害が起きた時のごみの処理



大規模な災害が発生したら市ホームページ、広報車、防災無線、避難所掲示板、テレビ、ラジオ、チラシ配布などで災害ごみの分別、排出方法を市が周知します。



(1) 災害時のごみと通常的生活ごみ

① 災害ごみ（災害廃棄物）の場合

市が災害ごみの仮置場を早急に指定しますので、道路や空き地に勝手に置かないようにしましょう。

指定場所以外への排出は緊急車両や支援車両の通行の妨げだけでなく、自然発火による火災、不快害虫、異臭が発生します。

② 通常的生活ごみの場合

災害時でも生活によって発生する通常の燃えるごみは、町内のごみ集積所または市が指定した場所に正しく排出しましょう。

(2) 災害廃棄物の仮置場が設けられたら

① 分別の徹底

災害の種類に応じて、ごみの分別方法や品目が変わります。

分別ができていると支援車両が回収に来た時、積み込みが早く済み、次のごみを置くことができます。

色々なごみが混ざると重機を入れてその場で大まかに分別する作業が必要となり被災地からの災害ごみの搬出を遅らせることになります。

令和2年7月豪雨の際は、道路損壊などもあったことから、例外的に臨時ごみ集積所を30か所ほど被災地域内に設け、分別を徹底したうえ回収しました。



② 災害廃棄物仮置場の開設

災害の種類や被災地に応じた災害廃棄物仮置場を市で開設します。被災された方や支援団体等からの災害ごみやがれきを受け入れます。

(3) 分別品目（※災害の種類で変わります）

木くず、コンクリートがら、瓦、廃プラスチック、金属くず、廃家電、布団類、たたみ、ガラス陶磁器、有害危険物など。

(4) 悪質な商法にご注意

言葉巧みに営業し、ごみを運んで高額請求をする業者にご注意ください。電話での営業や市を騙る誤った情報、チラシなどに惑わされず、あやしいと思ったら八代市役所 循環社会推進課 (TEL34-1997) にお問い合わせください。



(5) 災害便乗ごみ

災害廃棄物仮置場では、災害に関係のないごみや事業活動により発生した産業廃棄物は受け取りません。また、ごみの発生場所を確認するために免許証などの身分証明書の提示を求めます。

車両をお持ちでない人が、他人にごみを運んでもらうときは委任状（様式自由）を取り交わしておいてください。その際、金銭の授受が行われると無許可営業となることがあり法律違反になりますので注意してください。

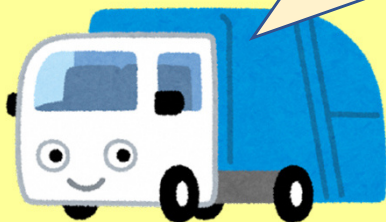


(6) 日ごろからの備え

不要な物は整理し、処分しておくことをお勧めします。処分方法については循環社会推進課にてご案内いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

令和2年7月豪雨の災害廃棄物を受け入れしたときの一部の様子です。

分別のご協力により、場外搬出も早く取り掛かることができ、次々に災害廃棄物を受け入れることができました。



受付



木くず



ふとん



廃家電

お問い合わせ先

八代市役所 循環社会推進課

八代市港町299番地（八代市環境センター エコイトやつしろ）

電話番号 0965-34-1997

Eメール junkan@city.yatsushiro.lg.jp